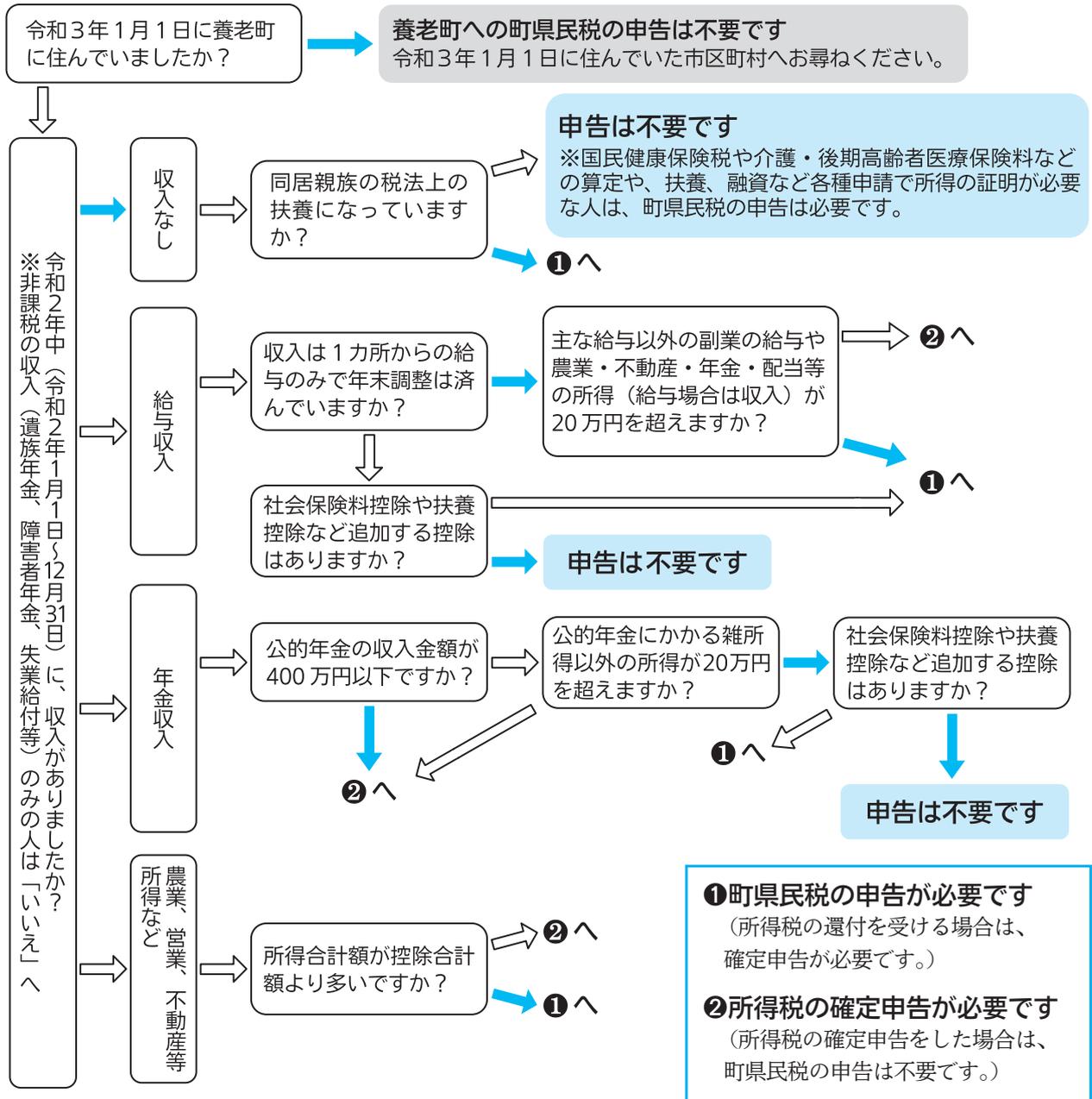


申告対象フローチャート

はい ⇨ いいえ ⇨ で進んでください

スタート



※この図は申告が必要かどうかを簡単に判断する目安ですので、上記以外の所得があるなど、当てはまらないことがあります。ご不明な点がある人は税務課または大垣税務署までお問い合わせください。

※申告書を提出されないと、所得がなくても国民健康保険税などの軽減を受けられない場合がありますので、必ず期日までに申告してください。

！ 申告に関するお願い

- 税務課窓口では、申告の相談は行いません。提出のみの受付となります。
- 町の申告会場では、次の①～⑩の申告は受付していませんので、税務署の確定申告会場（大垣市民会館）で申告してください。（P8参照）
- ①過年分の申告 ②青色申告 ③消費税・贈与税の申告 ④初めての住宅借入金等特別控除の申告 ⑤譲渡所得（公共事業などのために売った土地建物を除く土地建物や株式の売買）の申告 ⑥分離課税の申告 ⑦雑損控除の申告 ⑧繰越控除の申告 ⑨準確定申告（亡くなった人の申告） ⑩その他内容が複雑な申告